

大網駅南地区 まちづくりだより

編集・発行：大網駅南地区まちづくり協議会

令和 8 年 9 月
第 17 号

令和 8 年 8 月千葉豪雨により、被災された皆さまに
心よりお見舞い申し上げます。

第 13 回検討会を開催しました

日 時：令和 8 年 5 月 31 日（日）午後 1 時～

場 所：市役所別棟 2 階大会議室

出席者：役員 11 名（13 名中 11 名の出席により会議成立） 事務局 6 名

議 事：① これまでのふりかえり

② 大網駅南地区まちづくり方針（素案） 【審議事項】

③ まちづくり手法のイメージ

④ 事業化検討パートナーの公募 【審議事項】

⑤ 令和 8 年度のスケジュール（予定）

②「大網駅南地区まちづくり方針(素案)」

ご了承いただきました。今後は、
6 月 10 日から 7 月 10 日までパブリック
コメントを実施し、市民の皆様からいただ
いたご意見を踏まえ、『大網駅南地区まち
づくり方針』を策定します。



まちづくり検討会の様子

④「事業化検討パートナーの公募」

排水対策を最優先し、公募実施を見合わせます

ご了承いただきました。今後は、9 月頃の公募開始に向けて準備を進めてまいります。

大網駅南地区 まちづくり方針を策定しました

市では、大網駅南地区まちづくり協議会から提言を受けた「大網駅南地区まちづくり構想」を基礎として、サウンディング型市場調査及びパブリックコメントで得たご意見等を踏まえ、協議会、事業者及び市が目指すまちの将来像を共有し、まちづくりの取組を推進するため、令和 8 年 7 月に「大網駅南地区まちづくり方針」を策定しました。

- 「まちづくり方針」の概要版を同封しております。
- 本紙の次ページにも一部掲載しています。
- 市ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

大網駅南 方針



大網駅南地区
まちづくり方針

大網白里市
令和 8 年 7 月

方針

1

都市機能の強化・充実

道路や公園、上下水道などの都市基盤施設の整備を計画的に進めるとともに、駅前広場やアクセス道路などの交通結節機能の充実、防災・減災機能の強化を図り、安全で快適な都市環境の形成を図る。

【主な取組】

- ① 都市拠点の形成……商業・業務・生活利便施設などの立地誘導
- ② 交通結節点の強化……駅前広場や駅へのアクセス道路整備の推進
- ③ 歩行者中心の回遊性の高いまち……歩行者空間や滞留空間整備の推進
- ④ 地域資源を活かした魅力ある都市空間の創出……地域資源の活用による憩いと交流の場の創出
- ⑤ 民間活力を活かしたにぎわいの創出……民間事業者と連携した機能や生活サービス機能の充実

方針

2

快適で利便性の高い居住環境の形成

用途地域などの都市計画制度の活用により良好な住宅環境の形成を図るとともに、公園や緑地の整備、安全で安心な生活環境の確保、生活利便性の向上などにより、快適で住みよい居住環境の形成を図る。

【主な取組】

- ① 良好な住宅地環境の形成……用途地域や地区計画などの都市計画制度の活用
- ② 緑豊かな住環境の創出……住宅地における緑化の促進
- ③ 生活利便性の高い住環境の形成……生活利便施設の適切な立地の促進
- ④ 公園・交流空間の確保……公園や緑地などの快適な空間の確保
- ⑤ 景観に配慮したまちづくりの推進……自然環境や街並みとの調和に配慮した景観の形成
- ⑥ 脱炭素社会の実現……再生可能エネルギー利用設備設置の促進

方針

3

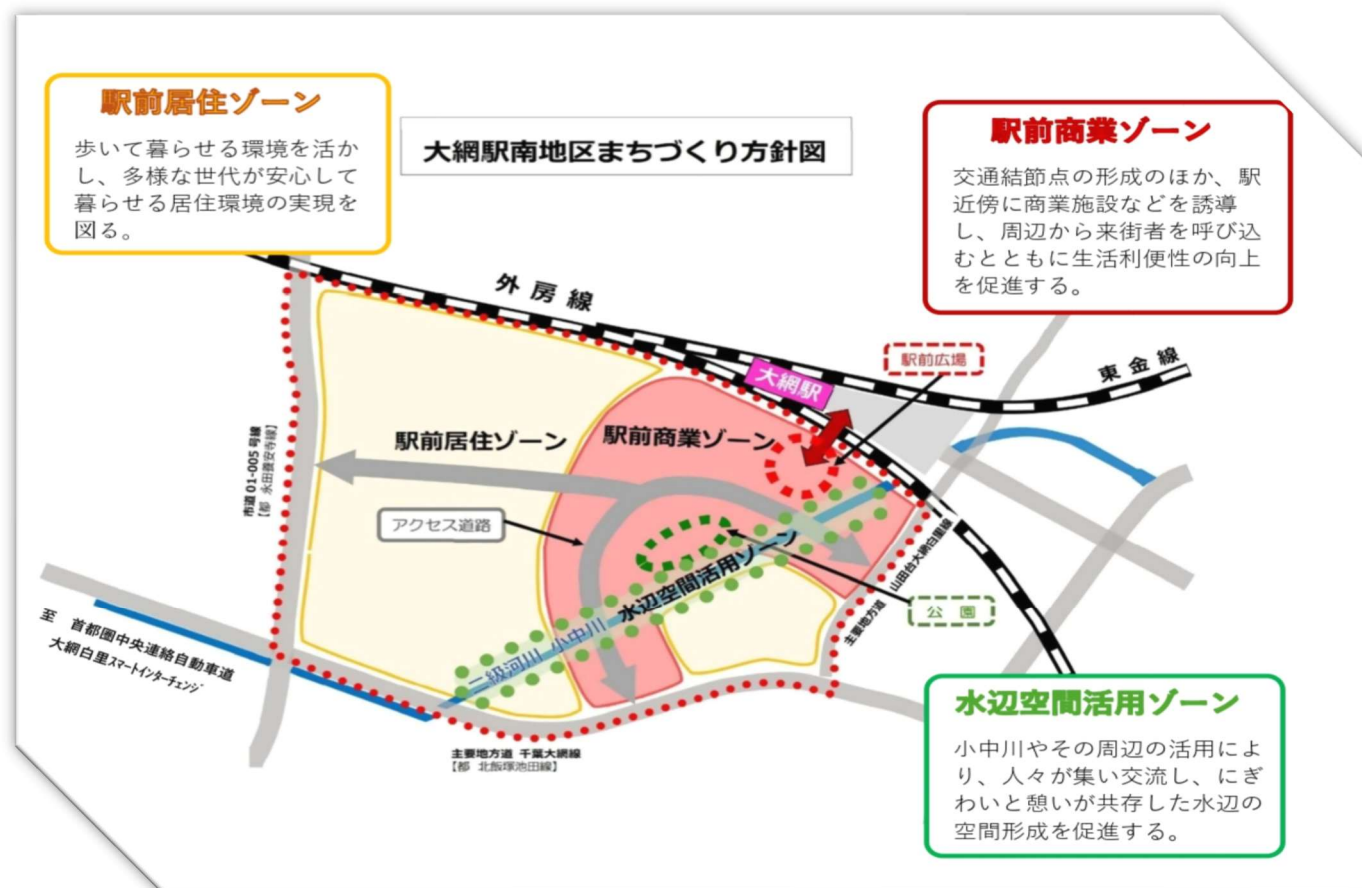
安全・安心で持続可能な生活環境の形成

浸水対策などの防災・減災対策や防犯対策の推進、生活道路の交通安全対策の充実を図るとともに、地域による見守り活動の促進などにより、安全で安心して住み続けられる持続可能な生活環境の形成を図る。

【主な取組】

- ① 防災・減災対策の推進……河川改修や排水施設の整備等による内水・外水氾濫の抑制及び建物の耐震化の促進
- ② 道路・交通安全対策の充実……通学路や生活道路における交通安全対策の推進
- ③ 防犯性の高い環境づくり……防犯灯や防犯カメラの整備及び地域防犯活動の促進
- ④ 地域による見守り体制の強化……地域住民等との連携による地域防犯・安全体制の充実
- ⑤ 安全・安心に配慮した住環境整備……空き家対策や老朽化施設の適正管理の促進

まちづくり方針図



事業化検討パートナーの公募

令和8年8月千葉豪雨を受け、排水対策を最優先とするため、事業化検討パートナーの公募を当分の間、見合わせます。

事業化検討パートナー募集の目的

大網駅南地区のまちづくりを進めるには、関係権利者の皆様の合意形成が重要です。

そのため、調査・検討の段階から豊富な経験やノウハウを持つ民間事業者に参加いただき、事業者ならではの視点やアイデアを取り入れながら、実現性の高い事業計画の検討を進めることを目的としています。

事業化検討パートナーの主な役割

事業化検討パートナーには、まちづくり協議会や市と連携しながら、事業化に向けた提案及び助言を行っていただく予定です。具体的な取組内容や役割分担は、まちづくり協議会、市及び事業化検討パートナーとの協議により決定します。

なお、原則として、事業化検討パートナーが事業化に向けた提案及び助言等に要した費用は、事業化検討パートナーの負担となります。

事業化検討パートナーの決定方法

応募事業者から提出された企画提案書やプレゼンテーションの内容を審査会で審査し、優先交渉権者を選定します。その後、協議会の総会で事業化検討パートナーとすることの承認を得た上で、協議会・市・事業化検討パートナーの三者による覚書を締結します。

【参考】「流域治水」という考え方 ～行政と地域が連携して水害に備える取組～

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、雨水貯留施設の整備、田んぼダムの推進などの対策を進めるとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う考え方です。集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域と捉え、ハード・ソフト体で多層的に進める取組みです。

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策
- ② 被害対象を減少させる対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策という3つの対策を、集水域・氾濫域・河川区域をひとつの流域とみなして実施します。



- 河川区域（かせんくいき）：基本的には堤防と堤防にはさまれた区間
- 氾濫域（はんらんいき）：河川等の氾濫により浸水が想定される範囲
- 集水域（しゅうすいいき）：雨水が河川に流入する範囲

流域治水のイメージ（出典：国土交通省ホームページ）

事務局職員紹介

日頃より協議会活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和8年度の事務局体制をご紹介します。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

大網白里市 都市整備課（令和8年4月以降の体制）

【※印は転入者】

課長 石井 勇 ※

副課長 今井 孝行

都市計画班 疋田 淳二（班長） 、 米倉 正美 、 秋原 礼和 ※ 、 太田 涼



【問合せ先】大網駅南地区まちづくり協議会 事務局

大網白里市 都市整備課 都市計画班 担当 米倉、太田、疋田

〒299-3292 大網白里市大網 115 番地 2

TEL 0475-70-0364（直通） FAX 0475-72-8454

E-Mail toshiseibi@city.oamishirasato.lg.jp

